

構造耐力規定に関する既存不適格調書

(宛先) 建築主事 殿

建築主 氏名

調査者 住所

(設計者) 資格 () 建築士() 登録第 号

氏名

電話 - -

増築等に係る既存建築物に対する構造耐力規定(法第20条)の緩和規定(法第86条の7・令第137条の2・令第137条の12・令第137条の16)適用にあたり報告します。

1. 増築等に係る部分の概要<共通>

増築等に係る部分の床面積の合計(a)		m ²	基準時以降に増築等を行った部分の面積(b)	m ²
基準時における延べ面積(A)		m ²	(c)= A/2: m ² (d)= A/20:	m ²
□ 増改築	該当する適用区分にレ	<input type="checkbox"/> 適用区分1(令第137条の2第一号イ)	規模制限なし(構造一体)	
		<input type="checkbox"/> 適用区分2(令第137条の2第一号ロ)	規模制限なし(EXP.J分離)	
		<input type="checkbox"/> 適用区分3(令第137条の2第二号イ)	基準時の1/20超(50m ² を超える場合は50m ²)かつ1/2以下(構造一体)・・・a+b≤c	
		<input type="checkbox"/> 適用区分4(令第137条の2第二号イ)	基準時の1/20超(50m ² を超える場合は50m ²)かつ1/2以下(EXP.J分離)・・・a+b≤c	
		<input type="checkbox"/> 適用区分5(令第137条の2第二号ロ)	基準時の1/20超(50m ² を超える場合は50m ²)かつ1/2以下・・・a+b≤c(法20条1項四号建築物に限る)	
		<input type="checkbox"/> 適用区分6(令第137条の2第二号ハ)	基準時の1/20超(50m ² を超える場合は50m ²)かつ1/2以下で令第137条の2第一号に定める基準	
		<input type="checkbox"/> 適用区分7(令第137条の2第三号イ)	基準時の1/20以下かつ50m ² 以下(EXP.J分離等)・・・a+b≤d, 50	
		<input type="checkbox"/> 適用区分8(令第137条の2第三号ロ)	基準時の1/20以下かつ50m ² 以下で令第137条の2第一号又は令第137条の2第二号に定める基準	
接続部	<input type="checkbox"/> EXP.J等既設に影響を与えない→	<input type="checkbox"/> 増築部の基礎とは干渉しないことを確認	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 大規模の修繕・大規模の模様替		<input type="checkbox"/> 構造耐力上の危険性が增大しない(令第137条の12第1項)		2~5のみ記入
<input type="checkbox"/> 移転		<input type="checkbox"/> 同一敷地内におけるもの又は認定を受けたもの(令第137条の16)		2~5のみ記入
調査者(設計者)所見 ()				

2. 既存不適格建築物の概要<共通>

既存不適格となっている部分、規定、基準時		(部分)	(規定)	(基準時)
※記入欄が不足する場合は別紙添付				
建物名称等	名称			
	所有者(管理者)			
	所在地			
	用途		竣工年月	
	設計者			
建物履歴 ※1	増築、改築、用途変更	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (年 増・改・修・模・用・除	m ²)
	修繕・模様替、除却	(年 増・改・修・模・用・除	m ²)
	火災等被災歴	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (年被災)
構造概要	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> その他()
階				合計
床面積(m ²)				

3. 設計図書等の有無<共通>

意匠図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	構造図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
構造計算書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	地質調査資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
確認申請書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認番号	

4. 新築又は増築等の時期を示す書類<共通> ※2

<input type="checkbox"/> 検査済証	<input type="checkbox"/> 建築確認台帳に係る記載事項証明	<input type="checkbox"/> 確認済証	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
<input type="checkbox"/> その他()			

(3) 【建築物の内部に床を増設するなどの増築がある場合に選択可】増改築前後において架構を構成する部材(間柱、小ばり等を除く)に追加及び変更がない場合(部材の強度及び耐力が上昇する変更を除く)

下記区分により安全を確認

地震時を除いて下記の(1)又は(2)に該当

(1) 令第3章第8節の規定に適合 ※3 ※7

計算方法☆(いずれか) 令第81条第1項 令第81条第2項第一号イ 令第81条第2項第一号ロ
 令第81条第2項第二号イ 令第81条第3項 ☆同等以上の計算を含む

(2) 法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造である場合、下記に定めるところにより安全を確認(木造のみ選択可)

(いずれか) 令第46条第4項(表2に係る部分を除く) *
* 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認
 平13国交告第1540号第1から第10までの規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法)

<建築設備・屋根ふき材等>

建築設備(屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等)は、各規定に適合 ※8

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告第109号の規定に適合(法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く) ※9

<特定天井>

平17国交告第566号第1第二号ロの規定に適合(法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く)

平25国交告第771号第3の規定に適合 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの
 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの

下記区分 3-1又は3-2 に該当

<input type="checkbox"/> 区分3-1	平17国交告第566号第3第一号二
<input type="checkbox"/> 耐震診断によって安全を確認	→7-2へ
<input type="checkbox"/> 区分3-2	平17国交告第566号第3第一号二
<input type="checkbox"/> 新耐震基準に適合することを確認	→7-3へ

適用区分4 基準時の1/20超(50㎡を超える場合は50㎡)かつ1/2以下【令第137条の2第二号イ】(EXP.J分離)・・・a+b≤c

<構造耐力上主要な部分>

耐久性等関係規定に適合 →7-1へ

下記の(1)から(3)のいずれかに該当

(1) 平17国交告第566号第3第一号ロ
地震に対して下記の(i)又は(ii)に該当
(i) 令第3章第8節の規定に適合 ※3
計算方法☆(いずれか) 令第81条第1項 令第81条第2項第一号イ 令第81条第2項第一号ロ
 令第81条第2項第二号イ 令第81条第3項 ☆同等以上の計算を含む
(ii) 法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造である場合、下記に定めるところにより安全を確認(木造のみ選択可)
(いずれか) 令第42条、第43条、第46条第1項から第3項まで及び第4項(表3に係る部分を除く) *
* 令第42条(土台及び基礎)最下階の柱の下部に土台があり、基礎に緊結されている
令第43条(柱の小径)柱の小径が基準値以内、通し柱が適正に配置されている等
令第46条(構造耐力上必要な軸組等)壁又は筋かいを入れた軸組が鈎合いよく配置され、隅角に火打材があり、小屋組に振れ止めがある等
" 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認
 平13国交告第1540号第1から第10までの規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法)

平17国交告第566号第3第一号ハ

地震時を除いて下記の(i)又は(ii)に該当

(i) 令第3章第8節の規定に適合 ※3 ※7

(いずれか) 令第81条第1項 令第81条第2項第一号イ 令第81条第2項第一号ロ
 令第81条第2項第二号イ 令第81条第3項 ☆同等以上の計算を含む

(ii) 法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造である場合、下記に定めるところにより安全を確認(木造のみ選択可)

(いずれか) 令第46条第4項(表2に係る部分を除く) *
* 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認
 平13国交告第1540号第1から第10までの規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法)

(2) 平17国交告第566号第3第一号二

【建築物の内部に床を増設するなどの増築がある場合に選択可】増改築前後における既存の独立部分の架構を構成する部材(間柱、小ばり等を除く)に追加及び変更がない場合(部材の強度及び耐力が上昇する変更を除く)

地震に対して下記区分により安全を確認

地震時を除いて下記のいずれかに該当

令第3章第8節の規定に適合 ※3 ※7

計算方法☆(いずれか) 令第81条第1項 令第81条第2項第一号イ 令第81条第2項第一号ロ
 令第81条第2項第二号イ 令第81条第3項 ☆同等以上の計算を含む

法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造である場合、下記に定めるところにより安全を確認(木造のみ選択可)

(いずれか) 令第46条第4項(表2に係る部分を除く) *
* 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認
 平13国交告第1540号第1から第10までの規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法)

(3) 平17国交告第566号第3第一号ホ又はへ

地震に対して下記区分により安全を確認し、かつ、令第82条第一号から第三号(地震に係る部分を除く)までの構造計算により安全を確認 ※4 ※7

<建築設備・屋根ふき材等>

建築設備(屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等)は、各規定に適合 ※8

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告第109号の規定に適合(法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合又は令第81条第2項第一号に掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く) ※9

<特定天井>

平17国交告第566号第1第二号ロの規定に適合(法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合又は令第81条第2項第一号に掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く)

平25国交告第771号第3の規定に適合 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの

増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの

下記区分 4-1~4-3 のいずれかに該当

区分4-1 平17国交告第566号第3第一号ロ

下記のいずれかによって安全を確認

令第3章第8節の規定(地震に係る部分に限る)に適合 ※3

計算方法☆ 令第81条第1項 令第81条第2項第一号イ 令第81条第2項第一号ロ
(いずれか) 令第81条第2項第二号イ 令第81条第3項 ☆同等以上の計算を含む

法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造である場合、下記に定めるところにより安全を確認(木造のみ選択可)

(いずれか) 令第42条、第43条、第46条第1項から第3項まで及び第4項(表3に係る部分を除く) *

* 令第42条(土台及び基礎) 最下階の柱の下部に土台があり、基礎に緊結されている
令第43条(柱の小径) 柱の小径が基準値以内、通し柱が適正に配置されている等
令第46条(構造耐力上必要な軸組等) 壁又は筋かいを入れた軸組が鈎合いよく配置され、隅角に火打材があり、小屋組に振れ止めがある等

〃 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認

平13国交告第1540号第1から第10までの規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法)

区分4-2 平17国交告第566号第3第一号二、ホ又はへ

耐震診断によって安全を確認 →7-2へ

区分4-3 平17国交告第566号第3第一号二、ホ又はへ

新耐震基準に適合することを確認 →7-3へ

適用区分5 基準時の1/20超(50㎡を超える場合は50㎡)かつ1/2以下【令第137条の2第二号ロ】(法20条1項4号建築物に限る) ※5

令第3章第1節から第7節の2まで(第36条及び第38条第2項から第4項までを除く)の規定に適合

基礎の補強について平17国交告第566号第4の規定に適合

適用区分6 令第137条の2第一号に定める基準【令第137条の2第二号ハ】

令第137条の2第一号イ →適用区分1へ

令第137条の2第一号ロ →適用区分2へ

適用区分7 基準時の1/20以下かつ50㎡以下(EXP.J分離等)【令第137条の2第三号イ】

構造耐力上の危険性が增大しない 接続方法(EXP.J等 その他)

調査者(設計者)所見 ()

適用区分8 令第137条の2第一号又は令第137条の2第二号に定める基準【令第137条の2第三号ロ】

令第137条の2第一号イ →適用区分1へ

令第137条の2第一号ロ →適用区分2へ

令第137条の2第二号イ →適用区分3 又は 4へ

令第137条の2第二号ロ(法第20条第1項第四号の建築物に限る) →適用区分5へ

7. 安全確認の方法<増改築>

7-1 耐久性等関係規定の確認

確認方法	<input type="checkbox"/> 現地調査	<input type="checkbox"/> 図面(意匠図・構造図・施工図)と現地の照合
	<input type="checkbox"/> その他()	

7-2 耐震診断によって安全を確認 ※6

平17国交告第566号第2第一号ハ、第3第一号二又はホにより、平18国交告第185号に定める規定(平18国交告第184号別添)によって安全を確認した

7-3 新耐震基準への適合性によって安全を確認 ※6

国住指第2275号(平成24年9月27日)「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について(技術的助言)」によって安全を確認した

確認方法	<input type="checkbox"/> 現地調査	<input type="checkbox"/> 図面(意匠図・構造図・施工図)と現地の照合
	<input type="checkbox"/> 構造計算書の確認	<input type="checkbox"/> その他()

8. 総合所見<増改築>

<添付図書>

- ※1 既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に各既往工事に係る建築物の部分に分かるように示すこと。
- ※2 建築年が明記された公的証明書:確認済証(写)、検査済証(写)又は同証明書、登記事項証明書、他
- ※3 構造図及び構造計算書を添付すること。
- ※4 構造図及び構造計算書を添付すること。ただし、法第20条第1項第四号に掲げる建築物に限る。
- ※5 各規定に適合していることを示す図書を添付すること。
- ※6 耐震診断等報告書(別紙様式)を添付すること。ただし、第三者機関による耐震診断の評定を受けた場合は、評価書(写)の添付をもって替えることができる。

その他必要と認め指示したものを添付すること。

<注意事項>

- ※7 令第82条第一号から第三号(地震に係る部分を除く)までの構造計算により安全を確認する場合、以下に留意すること。
 - ・4本柱等冗長性の低い建築物(地階を除く階数が3以下で、かつ高さ20m以下を除く)に作用する応力の割増し(地震時を除く)(平19国交告第594号第2第三号ロ)
 - ・積雪後の降雨の影響を考慮した応力の割増し(平19国交告第594号第2第三号ホ)

- ※8 ・屋上から突出する水槽等(法第20条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に設けるもの)がある場合、構造計算により安全であることを確かめること。
 - (令第129条の2の3第三号・平12建告第1389号)
 - ・給排水等の配管設備は以下の①及び②による。
 - ①構造耐力上主要な部分を貫通している場合には、構造耐力上の支障を生じさせないものであること(令第129条の2の4第1項第二号)。
 - ②昇降路に設けられている場合には、昇降機及び配管機能の支障を生じさせないものであること(令第129条の2の4第1項第三号・平17国交告第570号)。
 - ・エレベーター及びエスカレーター(令第129条の3第1項第一号及び第二号に該当するもの)は以下の①～④による。
 - ①かご及び支持部分が作用する荷重(特に地震荷重)及び外力に対して支障のないものであること。
 - (令第129条の4・H12建告第1414号・H20国交告第1494号・H20国交告第1498号・H25国交告第1048号・H25国交告第1047号)
 - (令第129条の5(これらの規定を令第129条の12第2項において準用する場合を含む。))・H12建告第1415号)
 - ②エレベーターの駆動装置及び制御器を地震等によって移動、転倒しないものであること(令第129条の8第1項・H21国交告第703号)。
 - ③エスカレータが地震その他の振動によって脱落するおそれがないものとして、H25国交告第1046号に適合するか大臣認定を取得したものであること(令第129条の12第1項第六号)。
 - この場合において、既存のエスカレーター(エスカレーターの上端と下端の間の揚程が、次の式によって計算した数値以下であるものに限る。)に対する同号の規定の適用については、同号中「国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの」とあるのは、「平成25年国土交通省告示第1046号(第3第2項を除く。)に適合する構造」と読み替えるものとする。
 - $$H=100(C+10)$$
 - H エスカレーターの上端と下端の間の揚程(単位mm)
 - C エスカレータの端部の隙間(平成25年国土交通省告示1046号第1項第三号イの表備考一の号に規定する隙間をいう。)の合計(単位mm)
 - ④昇降機のかごが、かご内の人又は物による衝撃を受けた場合において、かご内の人又は物が昇降路内に落下し、又はかご外の物に触れるおそれのない構造であること。
 - (H17国交告第566号第1第一号ハ)

- ※9 増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根瓦(増築又は改築に係る部分の屋根ふき材と構造上分離しているものに限る。)であって、軒及びけらばから2枚通りまでが1枚ごとに、その他の部分のうちむねにあつては1枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結され、又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふかれているものにあつては、昭46建告第109号第1第三号に定める基準は適用されない。(平17国交告第566号第1第二号イ)